

広島県告示第七十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和四年十月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
尾長皇ヶ丘地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成元年二月二十日広島県告示第二百二十二号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。  
ただし、標柱一号は告示で指定した土地に存する標柱五号と六号を結んだ線上に、標柱二号は告示で指定した土地に存する標柱三号と四号を結んだ線上に存する。

市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
広島市東区		尾長東三丁目						九一一番三	標柱一号及び九号		
						九一一番一〇地 先道路敷	標柱二号				
						八八七番二	標柱三号及び四号				
						八八七番二	標柱五号				
						九一一番五	標柱六号				
						九〇一番四	標柱七号				
						九〇一番五	標柱八号				